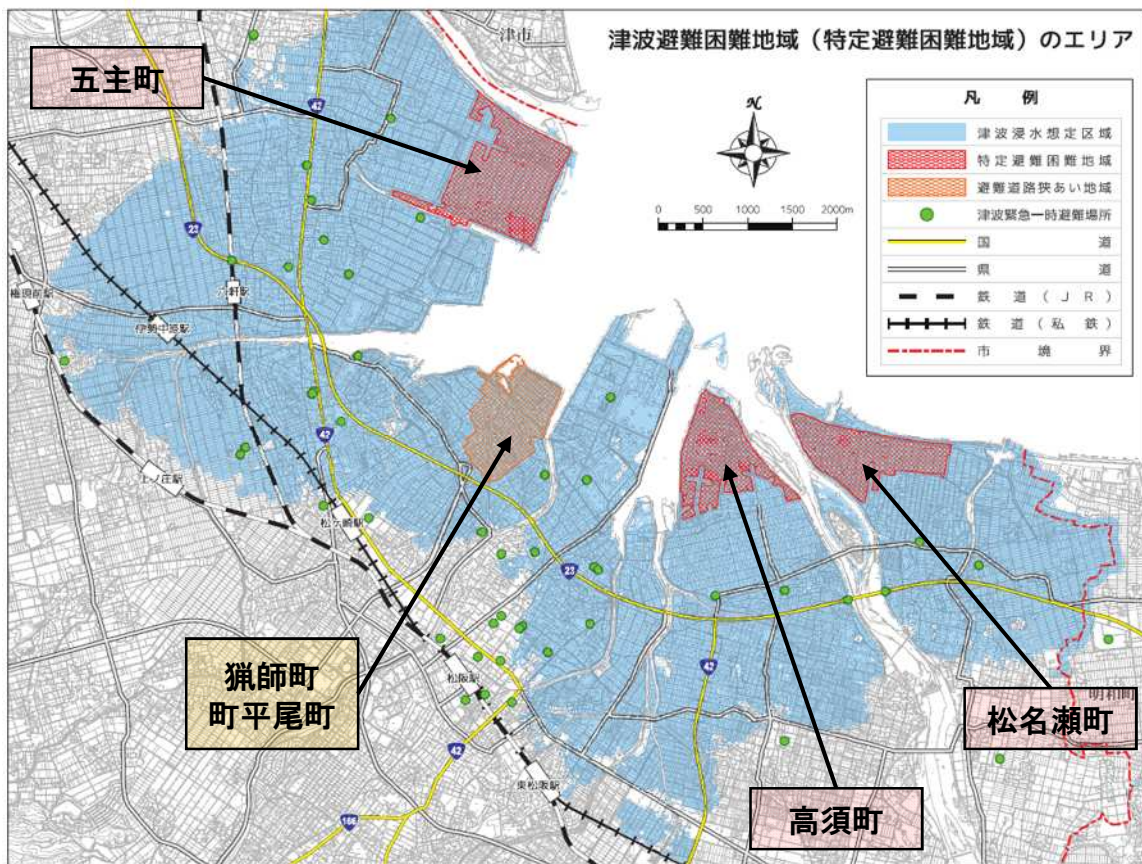


建設に至るまでの経緯

平成30年1月 津波避難基本方針策定

- 津波困難地域の抽出（五主町、高須町、松名瀬町）
津波避難困難地域の解消に向けた方針を記載。
既存施設を活用した避難対策（津波緊急一時避難ビルの指定）を優先し、それにおいても解消が困難な地域に対して津波避難施設の整備を行うものとした。
- 道路きょうあい地域の抽出（狹師町、町平尾町）
避難道路狭あい地域は避難場所までの避難可能距離の範囲内であるため、津波避難困難地域とは位置づけが異なるが、道路幅員が狭いために避難において課題があり、地域防災計画で対策を進めるべき地域として位置づけをした。



平成31年3月 津波避難計画策定

- 津波避難困難地域への対応を記載
『五主町への対応』：五主町では、既存施設（賃貸住宅なども含む）による津波緊急一時避難ビルの指定ができないことから、津波避難タワーなどの津波避難施設を整備する事を決め、合わせて津波避難困難地域内の人口を考慮し、必要収容人数を786人と設定した。
『高須町への対応』：高須町では、既存施設（賃貸住宅なども含む）による津波緊急一時避難ビルの指定を検討したところ、「松阪浄化センター」が要件を満たしたため、平成30年3月に新たな津波緊急一時避難ビルとして指定し、津波避難困難地域の解消に至る。
『松名瀬町への対応』：松名瀬町では、既存施設（賃貸住宅なども含む）による津波緊急一時避難ビルの指定ができないことから、津波避難タワーなどの津波避難施設を整備する事を決め、合わせて津波避難困難地域内の人口、観光客を考慮し、必要収容人数を161人と設定した。